

人種差別撤廃委員会
市民社会からのフォローアップ情報
CERD/C/JPN/CO/10-11

提出：人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD ネット）
2020年4月

パラグラフ 10：国内人権機関

政府フォローアップ情報（CERD/C/JPN/CO/10-11/Add.1）は、CERD 勧告への誠実な回答にはなっていない。国内人権機関の設置について「人権救済制度の在り方については適切に検討している」と述べるにとどまっているが、勧告が求めているのはパリ原則にそった人権救済制度も含む国内人権機関の設置の検討である。また、具体的にいつ、どこで、どのように検討したかについては回答を避けている。国内においても政府のそうした情報は公表されてはいないし、NGO と法務省・外務省との意見交換会の場において、「検討している」ことに関する具体的情報を求めてきたが、回答はない。

作成；反差別国際運動（IMADR）

パラグラフ 32：技能実習制度

政府フォローアップ パラ 8. 技能実習生の保護、制度の適正化について

技能実習制度の適正化と技能実習生の保護のため制定された技能実習法が 2017 年 11 月に施行されてから 2 年近くになるが、制度改善に結びついていないとは評価できない。

（1）技能実習制度の設計上、監理団体は、技能実習生を雇用する実習実施者と海外の送出し機関との間で職業紹介機関としての役割を果たすとともに、国内では実習監理の責任を有し、実習実施者への必要な指導及び助言をするとともに技能実習生の保護にあたるという、制度の運営・監理の中心に置かれている。しかし、実態としてはむしろ制度劣化の元凶となっている。

監理団体は、技能実習法上「営利を目的としない法人」とされているが、監理費として技能実習生一人当たり毎月 3～5 万円を実習実施者から徴収しており、出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構もこれを容認している。また、実習実施者は、送出し機関への監理費として同じく毎月 1～2 万円を負担し、監理団体を通じて支払っていることも珍しくない。さらに監理団体は、受け入れた謝礼として送出し機関から技能実習生一人当たり 10 万円強を受領していることもある。この謝礼（キックバック）は明らかに違法な犯罪行為であるが、裏で行われるため摘発されたケースは報告されていない。このほか、監理団体には、送出し国における送出し機関等からの過剰な接待を受けている実態も明らかとなっている。

こうしたさまざまな費用は、結局のところ技能実習生が負担するものとなっており、技能実習生の低賃金構造を生み出すとともに、送出し費用を含めて多額の借金となり、技能実習生を債務奴隷的状况に陥

らせる原因ともなっている。

このような監理団体であるが、2015 年末には 1,889 団体であったところ、許可制とされた技能実習法施行以降、急増しており 2019 年 10 月 8 日現在で 2,698 団体まで増加している。監理団体に対する許可制が、十分なチェック機能を果たしていないことは明らかである。ちなみに、監理団体の許可が取り消されたのは、これまで 1 件だけにすぎない。

(2) 次に、従来、技能実習制度は中小零細企業での人手不足に対応してきたと思われてきたが、2018 年には日本経団連会長を出している日立製作所及びその系列会社において、本来の技能実習職種以外の仕事をさせていたことが明らかとなり、2019 年 9 月 6 日、日立製作所に対して技能実習法に基づく改善命令が出された。このほか、三菱自動車や日産自動車でも同様に技能実習本来の作業をさせていなかったことが明らかとなり、三菱自動車には技能実習法に基づく技能実習計画の認定取消し及び改善命令が出された。

このように大企業にまで技能実習制度における不正行為が広がっていることは、制度の適正化が掛け声倒れになっていることを物語っている。

(3) さらに、2018 年 12 月以降、技能実習生の妊娠・出産に絡む事案も表面化してきた。すなわち、技能実習のはじめに行われる講習期間（1～2 ヶ月）中に妊娠したことが分かった技能実習生が、「中絶するか、帰国するか」と迫られたケースが大きく報道された。この事案では、送出し機関と技能実習生との契約書に、「強制送還の場合」として「慢性病や AIDS にかかり、妊娠等の場合」と明記されていた。こうした明らかな人権侵害についても、出入国在留管理庁・厚生労働省・外国人技能実習機構は事案を把握することができず、当該技能実習生の保護・支援は、NGO や労働組合が実施している。

このほか、妊娠すると強制帰国させられると思った技能実習生が、薬で自ら墮胎したり、死産した子や嬰兒を遺棄したりする事件も続出している。これらは、技能実習生を人として扱っていない実態を反映している。

政府フォローアップ情報パラ 9. 技能実習機構による実地検査について

(1) 日本政府コメントによれば、実習実施者に対する技能実習機構の実地検査はおよそ 9 ヶ月の間に 5 千件強にとどまり、5 万件ほどに及ぶ実習実施者をすべて実地検査するには 7～8 年を要するペースである。他方、技能実習機構の 2018 年度の実地検査人員は 151 人であったが、2019 年度からは 82 人増員して 233 人体制で取り組んでいる。5 割以上の増員をしたことは評価でき、技能実習法に関する国会審議時に政府が答弁していた 3 年に 1 回という実習実施者への実地検査体制の実現も視野に入りつつあるが、かかる実地検査で本当に実態の把握ができるのか、検査能力が問われることになる。

(2) また、実地検査の結果についてはプレス発表されておらず、透明性を欠いている。今回の政府コメントでは、改善勧告のおよその件数は示されているが、これまでは明らかにされてこなかったし、改善勧告の内容も明らかでない。これは改善勧告が行政指導としての対応にとどまり、技能実習法に基づく処分（監理団体の許可取消し・改善命令・業務停止命令、実習実施者への改善命令・技能実習認定計画の取消し）とは異なり、監理団体名・実習実施者名や勧告内容等が公表されないからだ。

こうした状況では、技能実習制度の問題点を共有化することは困難であり、制度適正化の実現に妨げとなっている。「技能実習白書」のような報告書を定期的に発行するなどして、日本政府が制度の透明化を図り、その課題を明らかにしながら取り組むことを要請する。

政府フォローアップ情報パラ 10. 二国間取決めによる送出機関の適正化について

(1) 二国間取決め（協力覚書：MEMORANDUM OF COOPERATION）は、2019年6月現在、14ヶ国と締結されているが、主要な送出国である中国とは未締結である。二国間取決めの主たる目的は送出国の適正化であるが、技能実習法による送出国に対する規制は、技能実習計画の認定要件の中で保証金・違約金の禁止を定めるなど間接的なものにとどまり、全面的に送出国の対応に依存している。

技能実習法では、従来からの実習実施者に対する労働基準法による規制に加えて、監理団体による人権侵害行為に対する罰則規定を設けた。しかし、同法には、送出国及びその関係者による不正行為に対する罰則規定を持った規制は存在しない。こうして、送出国の規制は、二国間取決めに基づく送出国による認定制という間接的なものにとどまっているため、実効性が極めて弱いと言わざるを得ない。

(2) 他方、現実には日本国内にも送出国の駐在事務所や駐在員がおり、技能実習生に対して直接に管理したり、問題が出れば技能実習生の意思に反して強制帰国させる場合に主たる行為者となっている。このように日本政府は、少なくとも国内では送出国に対する直接的な規制が可能であるにも拘わらず、駐在事務所や駐在員の把握がほとんどできておらず、全く規制する意欲を示していない。そのため、技能実習生が、送出国への手数料や事前研修費用その他の支払いのため多額の借金を背負って来日する、債務奴隷的な構造は依然として続いており、制度の根幹を腐らせている。

政府フォローアップ情報パラ 11. 法務省プロジェクトチームによる調査について

(1) 法務省の技能実習制度に関するプロジェクトチームは、「失踪した技能実習生に係る聴取票」において法務省が誤解を与える報告を行っていたことについて、2018年11月の入管法改定案に関わる国会審議時に取り上げられたことを契機に設置された。

具体的には、「聴取票」において「低賃金」「低賃金（契約賃金以下）」「低賃金（最低賃金以下）」とされた項目について、法務省は集計時にこの3項目をまとめて「より高い賃金を求めて」と報告していたのである。これは、明らかに技能実習生の失踪を技能実習生の経済的な動機からと世論誘導するものであって、技能実習制度における長時間労働や賃金不払い、時間外労働時の最低賃金を大幅に下回る賃金等の問題点を隠蔽する意図があったと言わなければならない。個別の「聴取票」の内容を確認した野党側によれば、技能実習生の約7割が最低賃金未満で働いていたとされている。すなわち、労働条件の劣悪さが「失踪」の主たる原因であったのである。

(2) こうした事態を受けてプロジェクトチームが発足し、2018年11月19日～2019年3月28日の間、技能実習生の「失踪」及び「死亡事案」に関する調査・検討が実施され、発表された。

4ヶ月強の調査であったが、「失踪」調査の対象となったのは、2017年1月～2018年9月に聴取された技能実習生5,218人、実習実施機関4,280機関に及ぶ膨大なものであった。そのため、「失踪」に関し

て実地調査したのは 1,555 機関 (36.3%) にとどまり、電話・書面調査が 2,177 機関 (50.9%) と過半を占め、あとは調査協力拒否、倒産等であった。その結果、「失踪」のうち、最低賃金違反の認定は 58 人、時間外労働時の割増賃金不払いは 195 人にとどまり、とても実態解明には程遠い調査結果となった。

また、「死亡事案」については、2012 年～2017 年の 171 件が調査対象となったが、もともと提出されていた報告書や死亡診断書等のほか、補充資料など書面記録の分析にとどまり、改めての実地調査には至らなかった。「死亡事案」の中には、長時間労働などによる過労死・過労自殺が疑われるものもあったが、今回の調査で新たに労災認定された事案はなかった。ちなみに、2010 年以降、技能実習生の過労死として労災認定されたケースは、2 件にとどまっている。

このように出入国在留管理庁や外国人技能実習機構が、自ら技能実習制度の問題点を明らかにしようとする意思は弱く、問題点の指摘がもっぱら技能実習生の支援にあたる NGO や労働組合によりなされてきた状況に変わりはない。したがって、日本政府が制度適正化の一層の推進や体制の強化をうたっても、実効性はあまり期待できない。

作成：移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）